

平成28年度
重症心身障害児者支援体制
整備モデル事業報告書

三重県

目次

1 事業実施の背景	・・・ 1
(1) 三重県の現状	
①医療的ケアが必要な障がい児・者の実数等	
②医療的ケア児者を支援している地域資源	
(2) 三重県における平成27年度までの主な取組	
①小児在宅医療分野における主な取組	
②障がい福祉分野における主な取組	
(3) 取り組むべき課題	
①多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備	
②医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保	
③障害福祉サービス事業所等の受入体制整備	
2 事業による取組	・・・ 6
(1) 実施体制	
①実施方法	
②協議の場の設置	
③スーパーバイザーの配置	
(2) 地域に対する支援	
①医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくり	
②地域資源等の調査	
③相談支援専門員など支援全体のコーディネーターのための研修	
3 今後の展開	・・・ 19
(1) 多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備	
(2) 医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保	
4 おわりに	・・・ 20
5 参考資料	・・・ 22
・「中勢及び鈴鹿・亀山圏域医療的ケア支援ネットワーク研修」事項書	
・「重症心身障がい支援者コーディネーター等育成研修」プログラム	
・医療的ケアを必要とする障がい児・者に係る地域資源等の調査項目等	

1 事業実施の背景

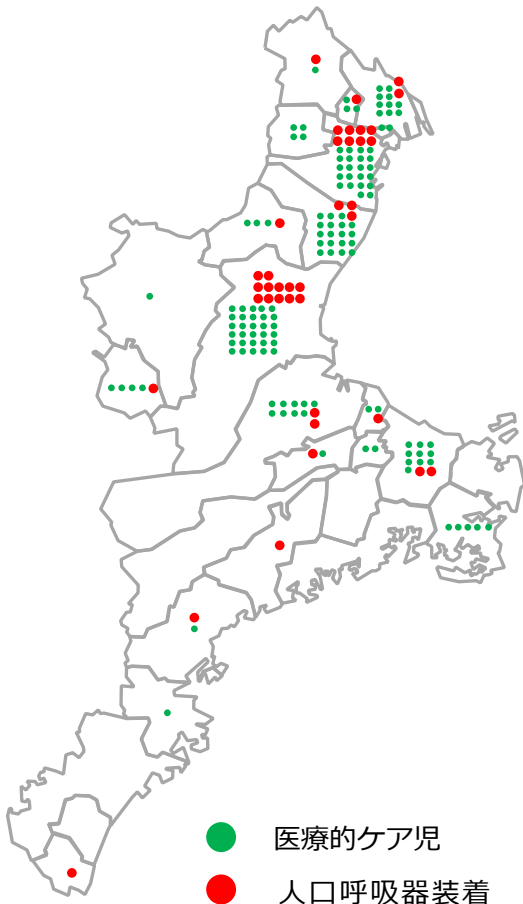
(1) 三重県の現状

①医療的ケアが必要な障がい児者の実数等

女性の晩婚化、出産年齢の高齢化などに伴いハイリスク分娩が増加する一方、医療の高度化により救命率は改善しているため、医療的ケアを必要とする障がい児者（以下、「医療的ケア児者」という。）が増加している。

三重県においては、医療的ケア児者の実数については正確に把握することができていない状況ではあるが、医療的ケアを必要とする障がい児（以下、「医療的ケア児」という。）のうち就学児については、三重県教育委員会が特別支援学校だけでなく特別支援学級に通う医療的ケア児も含めて把握している。また、未就学児については、母子保健担当課が市町保健師に調査を行ったうえで、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターが、県内の医療機関等にも調査を行い、把握を試みた。

その結果、医療的ケア児については、平成28年度時点で、166人程度存在することがわかった。なお、このうち38人程度が人工呼吸器を使用している。



障害保健福祉圏域	医療的ケア児	左のうち人工呼吸器装着児
桑名員弁	17人	4人
四日市	36人	8人
鈴鹿・亀山	26人	4人
津	42人	12人
松阪多気	16人	4人
伊勢志摩	20人	3人
伊賀	6人	1人
紀北	2人	1人
紀南	1人	1人

しかし、三重県教育委員会が把握している6歳から20歳までの医療的ケア児者は99人となっており、年齢分布についてはさらなる検証が必要である。

また、三重県では、主に身体障害者手帳1級と療育手帳A1（最重度）を併せて所持する重症心身障がい児者について、平成25年度から毎年調査を行っている。平成28年4月1日時点における重症心身障がい児者は840名であり、年々増加している。18歳未満が218人、18歳以上が622人である。

②医療的ケア児者を支援している地域資源

三重県における、医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等の地域資源は次のとおりである。

医療型短期入所事業所	6事業所
障害児通所支援事業所※1	14事業所
日中一時支援事業所※1	30事業所
小児の在宅医療に対応できる医療機関※2	20医療機関
小児の在宅医療に対応できる訪問看護ステーション※2	41事業所

※1 平成26年6月現在。三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターとの共同調査結果において、「保護者の付添いがなくても利用可能」と回答した事業所数。

※2 平成28年8月現在。三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターの調査結果による。

医療的ケア児者を支援する地域資源の必要量について、正確に把握することはできていないところではあるが、県内のどの市町においても必要なサービスを十分に受けることができているとは言い難く、地域資源が不足している状況であると思われる。

(2) 三重県における平成27年度までの主な取組

①小児在宅医療分野における主な取組

三重県では、平成23年度から平成25年度には、三重大学医学部附属病院小児在宅医療支援部（現三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター）において、多職種によ

る研究会の開催や現地学習などを通して、医療機関から在宅への移行時や、その後の在宅医療に関わる人材の育成等を行った。この取組を通して得られた課題等を踏まえ、三重県保健医療計画（平成25～29年度）において、小児在宅医療を今後の取組のひとつとして掲げ、小児在宅医療に関わる支援者のネットワーク構築に取り組むこととした。

このような中、厚生労働省医政局が実施した小児等在宅医療連携拠点事業を平成25、26年度に受託した。当該事業では、県の北勢地域に属する2つの地域をモデル地域として選定し、主に、対象となる小児の把握、体制づくり、家族支援、教育・福祉との連携に取り組んだ。平成27年度以降も、当該事業の取組を三重県全体に水平展開していくための取組を行っている。

②障がい福祉分野における主な取組

小児等在宅医療連携拠点事業の実施結果を踏まえ、第4期障害者計画であるみえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27～29年度）において、医療的ケア児者の地域生活支援のための体制強化について記載し、障がい福祉分野においても医療的ケア児者の支援に取り組むこととした。その取組のひとつとして、平成27年度に、三重県障害者自立支援協議会に医療的ケア課題検討部会を設置し、医療的ケア児者の地域生活における課題の整理と、それに対する具体的方策について協議を行った。

(3) 取り組むべき課題

これまでの取組を通して、今後取り組むべき課題を次のとおり整理した。

- | |
|---|
| <p>①多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">・医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくり <p>②医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保</p> <ul style="list-style-type: none">・看護師や介護士など医療的ケアを行う支援者のための研修・相談支援専門員など支援全体のコーディネーターのための研修・医療的ケアに関する啓発や理解促進 <p>③障害福祉サービス事業所等の受入体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">・看護師の配置などによる医療との連携体制の確保 |
|---|

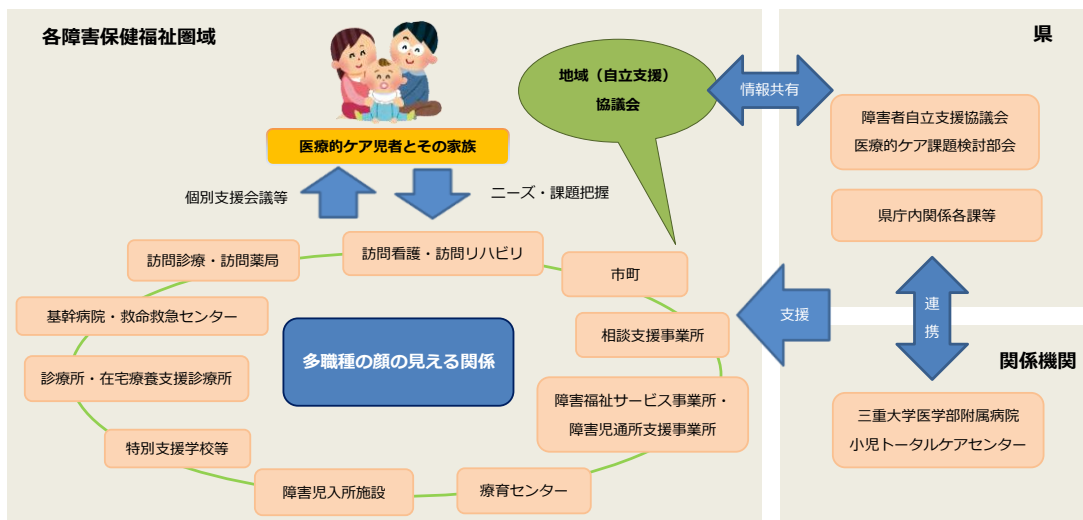
- ・送迎サービスや通学支援など移動方法の確保
- ・医療的ケア児者の実数やニーズの把握

①多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

医療的ケア児者の地域生活においては、医師や看護師などの医療分野、相談支援専門員や障害福祉サービス等の介護士などの福祉分野、保健師などの保健分野、学校の教員などの教育分野、市町村や児童相談所のケースワーカーなどの行政分野といった幅広い分野の関係機関が支援を行う必要がある。また、年齢によって、支援全体のコーディネーターが変わったり、支援者が変わったりすることもある。

そのため、医療的ケア児者への一貫した継続的な支援を行うためには、多職種の支援者が情報共有や意見交換を行うための顔の見える関係を構築することが必要である。なお、医療的ケア児者の実数は多くはないことや、医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等が少ないことなどから、医療的ケア児者の支援は市町の域を超えて行われていると思われるため、顔の見える関係の構築にあたっては、概ね障害保健福祉圏域ごとに構築する必要がある。

<三重県における連携体制のイメージ>



②医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保

三重県においては、喀痰吸引等研修の受講者が減少傾向にあり、認定特定行為業務従事

者が不足しているという指摘がある。また、喀痰吸引等研修を修了しても、実際には、特定行為を実施していない介護士も存在している。

看護師については、人口10万対就業看護師数の全国平均を下回るなど、看護師そのものが不足している。医療的ケアが出来る看護師は限られており、中でも小児に対応出来る看護師はさらに限られている。他都道府県の状況と比較しても、医療的ケアが出来る看護師を確保していく必要がある。

また、幅広い分野の関係機関が医療的ケア児者の支援を行うため、支援全体のコーディネーターが必要である。その役割を担うのは、相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、看護師である場合が多いが、支援全体のコーディネートを行うためには、医療・福祉等の関係分野についての一定の知識が必要であることから、コーディネーターの育成を行っていく必要がある。なお、医療的ケア児者の実数は多くはないため、コーディネートのノウハウが蓄積されにくく、コーディネーターが十分な支援を行うことが難しい場合もある。そのため、例えば基幹相談支援事業所ごとにコーディネーターのスーパーバイズを行う者を配置するなどして、コーディネーターの支援が可能となる体制を整備することも必要である。

さらに、医療的ケア児者の支援者を増加させていくためには、医療的ケアそのものに関する知識や、医療的ケア児者の地域生活の実態について啓発し、理解促進を図っていく必要がある。

③障害福祉サービス事業所等の受入体制整備

医療的ケア児者の地域生活においては、様々な障害福祉サービス等を利用することが想定されるが、医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等は少ない。通所支援サービスや移動支援サービスを医療的ケア児者に提供するにあたっては、看護師の配置などにより、医療との連携体制を確保することが必要である。この課題を解決するためには、前述した医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保を行うほか、例えば医療的ケア児者にサービスを提供したことを評価する仕組みの創設などにより、障害福祉サービス事業所等における運営上の問題を解決する必要がある。

また、重症心身障がい児者には該当しない医療的ケア児者の支援制度が存在しないこと

も、医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等が少ない理由のひとつであると考えられる。

通学支援については、三重県においては、地域生活支援事業における移動支援サービスが原則通学には利用出来ない市町がほとんどであることや、看護師の配置に係る公的な制度が存在しないため、解決方法を検討していく必要がある。

なお、医療的ケア児者を支援する障害福祉サービス事業所の必要量を把握するためには、医療的ケア児者の実数やニーズを把握することが必要である。

2 事業による取組

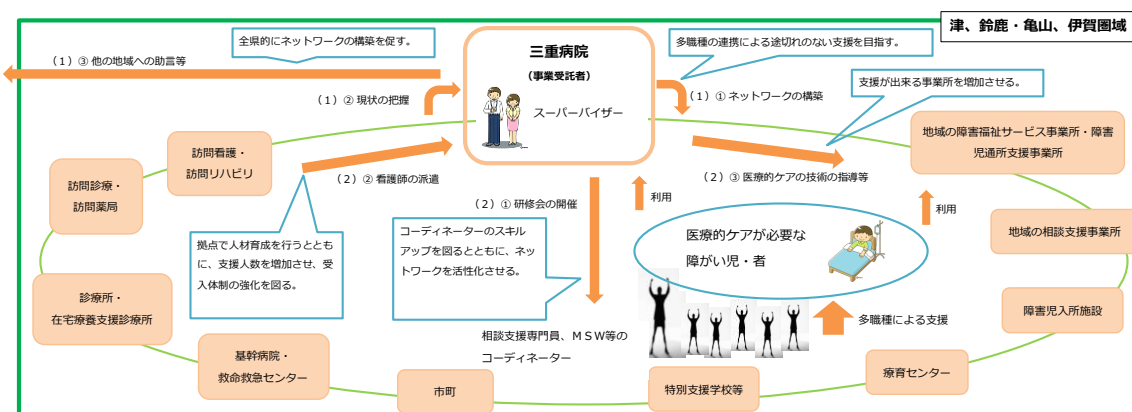
(1) 実施体制

①実施方法

前述した課題を解決していくため、医療的ケア児者が地域で安心して生活していけるために必要な地域支援体制の構築を目的とした「平成28年度医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業」を実施し、医療的ケア児者の支援を行う障害福祉サービス事業所等を拠点として位置付け、多職種による途切れのない支援等が可能となる体制と、障害福祉サービス事業所等の受入体制の整備に取り組むこととした。当該事業の一部を「平成28年度重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」の対象とした。

三重県においては、地域によって医療的ケア児者をとりまく環境が大きく異なるため、医療的ケア児者の地域支援体制の構築にあたっての手法も様々であると考えられた。医療的ケア児者の支援の地域における拠点となる施設を中心とし、地域の（自立支援）協議会と連携したうえで、より地域支援の現場に根ざした継続可能な支援体制を構築するため、事業の実施にあたっては、企画提案コンペにより実施事業者を選定した。その結果、本事業を独立行政法人国立病院機構三重病院（以下、「三重病院」という。）に委託することとなった。また、事業の実施地域については、三重県の障害保健福祉圏域を単位として、津圏域、鈴鹿・亀山圏域、伊賀圏域と設定した。

＜平成28年度医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業の概要＞



②協議の場の設置

本事業を実施するにあたって、「医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業委員会」（以下、「事業委員会」という。）を設置し、事業実施に関する助言等を得ることとした。また、医療的ケア課題検討部会と同時開催し、本事業の三重県全体への水平展開については、医療的ケア課題検討部会で協議した。

事業委員会及び医療的ケア課題検討部会の委員及び開催状況は次のとおりである。

＜委員＞

所属機関	職名、職種
当事者・当事者家族	特別支援学校小学部児童保護者
大学病院	小児科医師
基幹病院	医療ソーシャルワーカー
医療型短期入所事業所	医療ソーシャルワーカー
訪問看護ステーション	管理者（看護師）
障害福祉サービス等事業所	法人代表
障害福祉サービス等事業所	管理者
市町村	保健師
特別支援学校	進路指導担当教諭

<開催状況>

	日程	議題
第1回	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗、実施内容等について ・新事業の全県展開について ・支援者の人材育成、医療的ケアの支援の普及・理解促進について
第2回	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況等について ・新事業の全県展開について ・短期入所について ・移動支援、通学支援について

③スーパーバイザーの配置

地域支援体制の構築を間接的に支援するため、次のとおりスーパーバイザーを三重病院に配置した。

配置人数	1名（常勤兼務）
職種	医療ソーシャルワーカー
医療的ケア児者の支援年数	18年
所有資格	認定社会福祉士（医療分野）、精神保健福祉士、サービス管理責任者

認定社会福祉士（医療分野）の資格を持ち、医療ソーシャルワーカーとして医療機関で医療的ケア児者の支援に携わった経験から、医療と福祉の橋渡しに非常に適した人材であった。

スーパーバイザーの取組みとして、医療的ケア児者の支援を行う相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、障害福祉サービス事業所等と連携し、医療と福祉の両方の観点から、その支援に協力することとした。

(2) 地域に対する支援

①医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくり

ア 地域（自立支援）協議会への働きかけ

多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備にあたって、地域支援の現場に根ざした継続可能な支援体制を構築するためには、地域（自立支援）協議会との連携が必要不可欠であると考えた。前述した事業実施地域のうち、津圏域においてのみではあるが、地域（自立支援）協議会である津市地域自立支援協議会の事務局である津市障がい者相談支援センター（津市障害者相談支援事業所）と津市に事業の趣旨を説明したところ、事業の実施にあたっての協力を得られることとなった。

また、障がいのある方の地域生活における課題全般を検討するくらしワーキンググループと、相談支援事業所の資質向上を目的に、課題の検討や情報共有を行う相談支援ワーキンググループにスーパーバイザーが参加することとなり、地域（自立支援）協議会と地域の医療機関との連携体制を構築することができた。

イ 事例検討会の開催

医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくりのための具体的な取組として、事例検討会を行った。対象地域の関係機関に声をかけ参加者を募ったところ、参加者は以下のとおりであった。

職種	参加者数
医師	3名
看護師	19名
理学療法士	4名
作業療法士	2名
はり・きゅう・あん摩マッサージ師	1名
医療ソーシャルワーカー	1名
相談支援専門員	23名
保育士・指導員・保健師・介護福祉士	9名

教諭	4名
行政	6名
県議会議員	1名
合計	73名

事業実施地域で生活する医療的ケア児を医療と福祉が連携しながら支援を行っている事例について、三重病院から1ケース、津市障がい者相談支援センターから1ケース紹介した。参加者をあらかじめ多職種が混合したグループに分けたうえで、この2つのケースにおいて、どのような関係機関と連携し、どのような支援を行うかということについて、グループごとに検討を行った。

参加者のアンケートによると、事例検討会を継続して開催し、成功例の紹介や事例の募集をしてほしいという声や、多職種による意見交換を通して学ぶことが多く有意義であったという声が寄せられ、効果的な手法であったのではないかとと思われる。

また、事例検討会は、医療的ケア児者とその家族の地域生活の実態やその課題について関係機関で共有し、課題の解決方法を検討する機会であるとともに、課題を完全に解決することが難しいことは多いが、自分に出来る精一杯の支援をしようという気持ちを起こさせ、支援者のモチベーションを高めるほか、新たな支援者を開発することができる機会でもあり、医療的ケアの啓発や理解促進の取組ともなるのではないかと考えられる。

<会議の様子>



ウ スーパーバイザーの活動

医療的ケア児の保護者から、市障害者相談支援事業所に相談があったことがきっかけで、新たに医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所の開発に取り組んだ。

具体的には、保護者が利用したい障害児通所支援事業所の現状では医療的ケア児の受入れが困難であったことから、当該障害児通所支援事業所の訪問等を行い、課題の整理やその解決に向けた協力を行った。

②地域資源等の調査

ア 調査の概要

医療的ケア児者を支援している地域資源等の実態を把握するとともに、多職種の顔の見える関係づくり等に活用するため、以下のとおり調査を行った。

調査対象施設	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス事業所（一部サービスを除く）、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所（以下、「障害福祉サービス事業所等」という。）・ 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所（以下、「相談支援事業所」という。）
調査期間	平成29年2月 (平成29年2月1日時点について調査)
調査方法	調査票の郵送
回収率	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス事業所等 48.3% (270事業所 / 559事業所)・ 相談支援事業所 61.8% (89事業所 / 144事業所)
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ 医療的ケア児者の利用の有無・ 支援している医療的ケア児者の年齢・ 支援している医療的ケア児者が必要とする医療的ケアの内容・ 支援している医療的ケア児者が利用しているサービス（障害福祉サービス等事業所のみ）（複数回答）・ 医療的ケア児者のサービス等利用計画等作成の課題等（相談支援事業

	所のみ) (複数回答) ・ 医療的ケア児者の支援が困難な場合の理由 (複数回答) ・ 希望する研修会の内容 (複数回答)
--	--

イ 調査の結果

調査の結果を以下のとおり取りまとめた。詳細な分析を進め、今後の取組に活用していきたい。

<利用の有無>

医療的ケア児者の受入れが可能な事業所の割合は、障害福祉サービス事業所等は36.3%、相談支援事業所は66.3%であった。障害福祉サービス事業所等については、利用できる事業所が3割程度に留まっており、受入体制整備を進めていく必要がある。

	障害福祉サービス事業所等		相談支援事業所	
	回答数	割合	回答数	割合
いる	91	33.7%	55	61.8%
現在はいないが、受入可能である。	7	2.6%	4	4.5%
いない。または、受入が難しい。	172	63.7%	30	33.7%
全体	270		89	

<年齢>

相談支援事業所を利用する医療的ケア児者の年齢は、就学前及び就学児（0歳から18歳）が117人、成人（18歳以上）が449人であり、全体で566人であった。年齢層ごとの割合では、どの年齢も概ね同程度の割合であった。また、通常、複数の相談支援事業所を利用していることは考えられないことから、1事業所あたり平均約10名の医療的ケア児者を支援していることとなる。

	障害福祉サービス事業所等		相談支援事業所	
	回答数	割合	回答数	割合
就学前 (0～6歳)	63	7.8%	43	7.6%
就学児 (6～18歳)	108	13.3%	74	13.1%
成人① (18歳～64歳未満)	539	66.5%	397	70.1%
成人② (65歳以上)	101	12.5%	52	9.2%
全体	811		566	

<医療的ケアの内容>

本項目については、前項目で回答された者の一部について回答したと推察される。障害福祉サービス事業所等と相談支援事業所どちらにおいても、口腔、鼻腔からの痰の吸引、排便、発作時の坐薬投入、経管栄養（胃瘻）が主な内容であった。

	障害福祉サービス事業所等	相談支援事業所
	回答数	回答数
人工呼吸器の管理	17	21
気管切開部の処置	28	32
鼻咽頭エアウェイの使用	15	6
O ₂ 吸入又はSpO ₂ の測定及び管理	40	28
気管切開からの痰の吸引	39	28
口腔、鼻腔からの痰の吸引	59	33
ネブライザーの使用	26	13
排便	54	33

浣腸の使用	43	24
継続する透析(人工透析)	12	14
継続する透析(腹膜透析)	4	3
人工肛門の管理	26	11
発作時の坐薬投与	56	30
経管栄養(経鼻)	30	18
経管栄養(胃瘻)	59	35
経管栄養(腸瘻)	22	6
I V H (中心静脈栄養) の 使用	11	1
導尿	38	32
その他	7	2

<利用しているサービス(障害福祉サービス事業所等のみ)>

最も利用されているサービスは生活介護で56.7%であった。ほかの通所系サービスでは短期入所の割合が高く、15.8%であった。また、訪問系サービスである居宅介護も比較的多く利用されている。

また、障害児入所支援は30人、療養介護は138人、障害者入所支援は288人が利用しており、合わせて456人が施設や病院で生活している。

	回答数	割合
居宅介護	88	10.9%
重度訪問介護	5	0.6%
短期入所(宿泊)	107	13.2%
短期入所(日帰り)	21	2.6%
療養介護	138	17.0%
生活介護	460	56.7%
障害者入所支援	288	35.5%

共同生活援助	4	0.5%
児童発達支援	29	3.6%
児童発達支援センター	38	4.7%
放課後等デイサービス	80	9.9%
保育所等訪問支援	8	1.0%
障害児入所支援（福祉型）	13	1.6%
障害児入所支援（医療型）	17	2.1%
日中一時支援	22	2.7%
移動支援	55	6.8%
訪問入浴	3	0.4%
全体	811	

<サービス等利用計画等作成の課題等（相談支援事業所のみ）>

76.4%が医療的ケア児者が利用出来る障害福祉サービス事業所等が少ないこと、56.4%が医療関係者との連携や関わりと回答している。障害福祉サービス事業所における受入体制整備や多職種の顔の見える関係づくりを進めていく必要がある。

	回答数	割合
家族との関わり	18	32.7%
医療関係者との連携や関わり	31	56.4%
幼稚園、保育園、学校との連携や関わり	8	14.5%
医療制度や手続きがわからない	11	20.0%
医療的なことを相談できる病院等の専門的な相談機関がない	13	23.6%
福祉サービスには結びつかないことが多い	8	14.5%
病院、市町、相談支援等による協議の場がない	8	14.5%

医療的ケア児者が利用出来る事業所が少ない、またはない	42	76.4%
短期入所事業所が少ない、またはない	44	80.0%
全体	55	

<支援が困難な場合の理由>

障害福祉サービス事業所等においては、看護師の確保が難しいことが70.9%と最も高い割合を占めた。また、設備不足や、職員の研修費用や代替の人材確保、夜間体制の整備が大きな課題であることがわかった。なお、相談支援事業所については、当該事業所における理由だけでなく、障害福祉サービス事業所等の他の地域資源における理由についても回答したと推察される。

	障害福祉サービス事業所等		相談支援事業所	
	回答数	割合	回答数	割合
利用の希望や相談がない	83	48.3%	22	73.7%
看護師の確保が難しい	122	70.9%	25	83.3%
医師・医療機関との連携が難しい	58	33.7%	12	40.0%
医療的ケア中の事故等のリスクが大きい	69	40.1%	16	53.3%
福祉制度の課題（報酬不足など運営に関する課題）	49	28.5%	13	43.3%
職員の研修等の費用の捻出、人員の確保が難しい	98	57.0%	19	63.3%
受入れのための職員に必要な研修を受講する機会がない	60	34.9%	5	16.7%
設備の不足	103	59.9%	17	56.7%
夜間体制（主に職員）の問題	88	51.2%	14	46.7%

題				
送迎の問題	48	27.9%	10	33.3%
その他	0	0%	2	6.7%
全体	172		30	

<希望する研修会の内容>

医療的ケアの基礎知識については、障害福祉サービス事業所等においても相談支援事業所においても90%以上が希望している。また、その他についてもいずれも希望が多数であった。

	障害福祉サービス事業所等		相談支援事業所	
	回答数	割合	回答数	割合
医療的ケアの基礎知識	125	90.6%	57	91.9%
医療制度	52	37.7%	37	59.7%
リハビリ(姿勢・摂食等)	78	56.5%	24	38.7%
発達・療育活動(遊び)	58	42.0%	33	53.2%
医療的ケア児者を支援する福祉施設の見学	65	47.1%	35	56.5%
当事者からの話(親の体験談)	48	34.8%	23	37.1%
全体	426		62	

③相談支援専門員など支援全体のコーディネーターのための研修

相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、看護師などコーディネーターとしての役割を担うと考えられる職種の資質向上を目的とし、以下のとおり研修会を開催した。

研修プログラムの策定や資料の作成にあたっては、平成27年度厚生労働科学研究において開発・作成された重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキストを活用した。

また、異なる職種間で専門的な意見交換を行いながらサービス等利用計画の作成を行う

グループワークや、医療的ケア児者を支援する施設において実際の支援の見学を行うことで、医療的ケア児者を支援したことがない方も、実際の支援のイメージを持てるよう工夫した。

<研修プログラム>

内容	講師等
総論 1. 支援の目的 2. コーディネーターのあり方 3. 家族を理解するための視点 4. 多職種との連携・ネットワーク作り	医療ソーシャルワーカー
医療 1. 障がいのある子どもの成長と発達の特徴 2. 疾患の特徴（生理含む） 3. 日常生活における支援 4. 急変・緊急時の対応、突然死	小児科医、看護師（重心病棟）
福祉制度・福祉資源 1. 支援の基本的枠組み 2. 制度 3. 児童虐待	市障害者相談支援事業所長
訪問看護 1. 訪問看護のしくみ 2. 重症心身障がい児（者）の家族看護 3. 当事者の思い、ニーズ	訪問看護師
ライフステージにおける支援 1. 支援の要点 2. 遊び、子どもらしさ、保育、療育など	看護師（退院調整）
演習・事例検討（サービス等利用計画の作成）	相談支援専門員

施設見学	N I C U、訪問看護ステーション、 生活介護事業所
------	--------------------------------

<参加者>

職種	参加者数
相談支援専門員	9名
医療ソーシャルワーカー	2名
看護師	5名
合計	16名

<講義の様子>



<施設見学の様子>



3 今後の展開

(1) 多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

本事業において、医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくりに向け、その契機とするための事例検討会を開催したところではあるが、今後、サービス等利用計画作成時や退院時カンファレンスなどの実際の支援の機会を通じ、多職種が連携した支援を繰り返すことではじめて、強固な連携体制が構築されていくものであると考える。

三重県としては、次年度も、医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくりのきっかけ作りを行うとともに、多職種が連携して支援することの重要性について啓発することで、多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備を推進していく予定である。

また、多職種の連携による支援の中で行政が果たすべき役割として、医療的ケア児者の直接の支援者の努力のみでは解決出来ない課題について、それらを適切に把握し、その解決方法を検討していくことが求められている。三重県では、次年度も医療的ケア課題検討部会を開催し、医療的ケア児者の地域生活における課題の整理と、それに対する具体的方策について協議を行い、施策に反映できるよう努めていく。

(2) 医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保

本事業において、相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、看護師などコーディネーターとしての役割を担うと考えられる職種の資質向上のための研修会を開催し、医療・福祉等の関係分野についての一定の知識を得られる機会を設けた。三重県相談支援専門員従事者初任者研修においては、医療的ケア児者の支援に関する講義を新たに追加した。今後、習得した知識を活用し、実際の支援に結び付けていくためには、多職種による途切れのない支援等が可能となる体制を整備する必要がある、これらの取組を同時に推進していくことが重要である。

また、相談支援専門員については、医療的ケア児者の支援全体のコーディネートを通して、医療的ケア児者の地域生活における課題を抽出し、地域（自立支援）協議会に伝えていくことや、新たな地域資源を開発することなど、医療的ケア児者の地域支援体制を構築する中で特に重要な役割を担っている。そのため、次年度も相談支援専門員に重点を置きながら、コーディネーターの資質向上のための研修会を開催する予定である。

なお、医療的ケア児者の実数が多くはないことから、全ての相談支援専門員等が医療的ケア児者の支援全体のコーディネートを行う必要はないとも思われる、医療的ケア児者を支援している地域資源の把握を行い、医療的ケア児者を支援している相談支援専門員等に絞って、人材育成を行うことも有効であると考えられる。

4 おわりに

平成28年6月3日に施行された児童福祉法第56条の6第2項により、地方公共団体は、医療的ケア児の支援に関する関係分野の連携の一層の推進を図るよう努めることとさ

れた。医療的ケア児者の地域生活における課題は山積しているが、関係分野が連携してその解決にあたらなければならないものは非常に多い。三重県では、小児等在宅医療連携拠点事業を契機に、県庁内の関係各課等が集まり情報共有等を行う場として、小児在宅医療ワーキンググループを開催している。今後も、関係分野の連携を密にしたうえで、医療的ケア児者の地域支援体制の構築に向け努力していきたい。

また、児童福祉法第56条の6第2項のほか、障害者総合支援法第2条第1項に規定されているように、市町村においても医療的ケア児者を支援するための取組が行われるべきであり、県内市町にも、医療的ケア児者の地域支援体制の構築の推進をお願いしていきたい。

5 参考資料

平成28年10月20日

第1回 中勢及び鈴鹿・亀山圏域医療的ケア支援ネットワーク研修 次第

(あいさつ)

(事例紹介)・・・18:40～19:10

事例紹介①

津市障がい者相談支援センター

事例紹介②

国立病院機構三重病院

(グループワーク) 19:10～20:05

テーマ：「自分の地域に同じような事例があった場合、どのような支援を行いますか」

(全体討論会)・・・20:05～20:20

(アンケート、連絡事項) 20:20～

重症心身障がい支援者、コーディネーター等育成研修プログラム

<日 時>平成28年12月5日(月)、6日(火)
平成29年2月13日(月)、16日(木)

<場 所>三重病院、各見学施設

<目 的>

1. 重症心身障がい児支援に関する医療的ケアの福祉、多職種連携等について基礎的知識の習得を目指す。
2. 事例検討により、各職種、各施設からの専門的な意見交換を行なうことで、重症心身障がい児(者)等のためのサービス利用計画作成等の参考とする。

【1日目】

時間	内容	担当
8:30～8:45	受付	
8:45～9:00	オリエンテーション	教育研修係長
9:00～9:30	総論 1. 支援の目的 2. コーディネーターのあり方 3. 家族を理解するための視点 4. 多職種との連携・ネットワーク作り	MSW
9:30～10:30	医療 1. 障がいのある子どもの成長と発達の特徴 2. 疾患の特徴(生理含む)	小児科部長
10:30～12:30	医療 1. 日常生活における支援 (重症心身障がい児(者)病棟見学含む) 2. 急変・緊急時の対応、突然死	5病棟職員、教育研修係長
12:30～13:30	休憩・昼食	
13:30～14:30	福祉制度・福祉資源 1. 支援の基本的枠組み 2. 制度 重症心身障がい児(者)の計画相談に必要な福祉制度・福祉資源、特にその地域特有の制度等 3. 児童虐待	津市障がい者相談支援センター
14:30～15:30	1. 訪問看護のしくみ 2. 重症心身障がい児(者)の家族看護 3. 当事者の思い、ニーズ(本人・家族のQOLをどのようにとらえるか)	訪問看護ST
15:30～16:30	ライフステージにおける支援 1. NICUからの移行や、学童期、成人期それぞれの支援の要点	退院調整看護師長
16:30～17:00	2. 遊び、子どもらしさ、保育、療育など	指導室

【2日目】

時間	内容	担当者
9:00～12:00	<p>1.NICU 見学 施設名：国立病院機構 三重中央医療センター 住所：津市久居明神町2158-5</p> <p>【目的】 NICUの施設や状況（課題や要望）を把握し、支援計画の作成に いかす。</p> <p>2.訪問看護ステーション見学：県看護協会 ナーシングヒル・なでしこ 住所：津市森町字上山田2019-7</p> <p>【目的】 重症心身障がい児（者）の訪問看護の状況（課題や要望、家族の 思い等）を把握し、支援計画の作成や今後の連携の参考とする。</p> <p>3.介護事業所見学：聖マッテヤ会 生活介護事業所ひかり 住所：津市産品字中の谷732-1</p> <p>【目的】 重症心身障がい児（者）の支援の状況（課題や要望等）を把握し、 支援計画の作成や今後の連携の参考とする。</p> <p>*各施設1時間程度の見学とし、3施設の中から2施設見学</p>	
14:00～16:00	<p>事例検討会 実際のアセスメント用紙・支援計画について意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント用紙説明（45分） ・支援計画について意見交換（45分） ・グループ発表（15分） 	津市障がい者相談支援センター
16:00～16:30	修了式（修了証発行）	

事務連絡

平成29年1月31日

各計画相談支援等事業所 様
各障害福祉サービス等事業所 様

三重県健康福祉部障がい福祉課
(独) 国立病院機構三重病院

「医療的ケアを必要とする障がい児・者」にかかる
地域資源等の把握に関するアンケート調査について

拝啓時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、県内の医療及び障害福祉サービスにご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

女性の晩婚化、出産年齢の高齢化などに伴いハイリスク分娩が増加する一方、医療の高度化により救命率は改善していることから、医療的ケアを必要とする障がい児・者（以下、「医療的ケア児者」という。）が増加しています。

そのため、三重県では、医療的ケア児者とその家族が安心して地域で暮らしていけるよう、「医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業」を独立行政法人国立病院機構三重病院に委託し、地域における医療的ケア児者の支援体制の構築の推進に取り組んでいるところです。

そしてこの度、本事業における取組みのひとつとして、現在、医療的ケア児者の支援を行っている地域資源を把握するための調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、平成29年2月22日(水)までに、別添様式により、FAXにてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、関係機関におかれては、医療的ケア児者の地域支援体制の構築にご協力いただきますようお願いいたします。

※このアンケートにおける「医療的ケア」は、下記の行為とします。

人工呼吸器の管理、ネブライザーの使用、発作時の坐薬投与、気管切開部の処置、摘便、経管栄養（経鼻）、鼻咽頭エアウェイの使用、浣腸の使用、経管栄養（胃瘻）、O₂ 吸入又は SpO₂ の測定及び管理、継続する透析（人工透析）、経管栄養（腸瘻）、気管切開からの痰の吸引、継続する透析（腹膜透析）、IVH（中心静脈栄養）の使用、口腔、鼻腔からの痰の吸引、人工肛門の管理、導尿

「医療的ケアを必要とする障がい児・者」にかかる 地域資源等の把握に関するアンケート調査

※全ての設問は、平成29年2月1日現在で
記入してください。

事業所区分	相談支援事業所
-------	---------

※基事業所の事業所名、所在する市町名をお書き下さい。

事業所名：

事業所の所在する市町名：

記入ご担当者 所属：

氏名：

設問1	貴事業所に医療的ケアを有する利用者は、みえますか。 ※なお、服薬管理のみの場合は、「いない」をお選び下さい。
-----	---

() いる。	⇒設問2へ
() 現在はいないが、受入可能である。	⇒設問3へ
() いない。または、受入れが難しい。	⇒設問5へ

設問2	医療的ケアを有する利用者は何名登録されていますか？	⇒設問3へ
-----	---------------------------	-------

就学前(0～6歳)	就学児(6～18歳未満)	成人(18歳～64歳未満)	65歳以上
名	名	名	名

設問3	貴事業所の利用者の医療的ケアとして、該当する行為に全て○をつけてください。 なお、現在利用者がいない場合でも受入れが可能な場合は、対応できる行為全てに◎をつけて下さい。	⇒設問4へ
-----	---	-------

() 人工呼吸器の管理	() ネブライザーの使用	() 発作時の坐薬投与
() 気管切開部の処置	() 排便	() 経管栄養(経鼻)
() 鼻咽頭エアウェイの使用	() 浣腸の使用	() 経管栄養(胃瘻)
() O ₂ 吸入又はSpO ₂ の測定及び管理	() 継続する透析(人工透析)	() 経管栄養(腸瘻)
() 気管切開からの痰の吸引	() 継続する透析(腹膜透析)	() IVH(中心静脈栄養)の使用
() 口腔、鼻腔からの痰の吸引	() 人工肛門の管理	() 導尿
() その他 【		

設問4	<p>医療的ケアを有する利用者のサービス等利用計画を作成する上で困難に感じることや、課題があればお聞かせください。</p> <p>(該当する理由に全て○をつけ、具体的な内容があればその他の項目に記入してください。) ⇒設問6へ</p>
-----	---

<input type="checkbox"/> 家族との関わり <input type="checkbox"/> 医療関係者との連携や関わり <input type="checkbox"/> 幼稚園、保育園、学校との連携や関わり <input type="checkbox"/> 医療的なサービス、手続きが分からない <input type="checkbox"/> 医療的なことを相談できる病院等専門的な相談機関が無い <input type="checkbox"/> 福祉サービスには結びつかず相談支援につながらない事が多い <input type="checkbox"/> 病院、市町、相談支援等で協議を行う場がない。(ネットワークの不足) <input type="checkbox"/> 医療的ケアを有する方が利用できる事業所が少ない、または無い <input type="checkbox"/> 短期入所(レスパイト)を受け入れてくれる事業所が少ない、または無い <input type="checkbox"/> その他(上記の具体的な内容含む)	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
---	---

設問5	<p>受け入れが難しい理由に全て○をつけてください。 ⇒ 設問6へ</p>
-----	---------------------------------------

<input type="checkbox"/> 利用の希望や相談が無い <input type="checkbox"/> 看護師の確保が難しい <input type="checkbox"/> 医師・医療機関との連携が難しい <input type="checkbox"/> 医療的ケア中の事故等のリスクが大きい <input type="checkbox"/> 福祉制度の課題(報酬不足など運営に関する課題) <input type="checkbox"/> 職員の研修等の費用の捻出、人員の確保が難しい <input type="checkbox"/> 受け入れのための職員に必要な研修を受講する機会が無い <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 設備の不足 <input type="checkbox"/> 夜間体制(主に職員)の問題 <input type="checkbox"/> 送迎の問題	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
--	--	---

設問6	<p>医療的ケアを必要とする障がい児・者に関して、どのような内容の研修会を希望しますか。(複数回答可)</p>
-----	---

<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	<p>⇒ 下記に○をつけて下さい。 <input type="checkbox"/> わからない</p>
---	---

<input type="checkbox"/> 医療的ケアの基礎知識	<input type="checkbox"/> 発達・療育活動(遊び)について
<input type="checkbox"/> 医療制度について	<input type="checkbox"/> 医療的ケアを行う福祉施設の見学
<input type="checkbox"/> リハビリについて(姿勢・摂食等)	<input type="checkbox"/> 当事者からの話(親の体験談)
<input type="checkbox"/> その他	

設問7	その他ご意見等がございましたらご記入をお願いします。
-----	----------------------------

**「医療的ケアを必要とする障がい児・者」にかかる
地域資源等の把握に関するアンケート調査**

※全ての設問は、平成29年2月1日現在で
記入してください。

事業所区分	障害福祉サービス事業所
-------	-------------

※基事業所の事業所名、所在する市町名をお書き下さい。

事業所名：

事業所の所在する市町名：

記入ご担当者 所属：

氏名：

設問1	貴事業所に医療的ケアを有する利用者は、みえますか。 ※なお、服薬管理のみの場合は、「いない」をお選び下さい。
-----	---

() いる。	⇒設問2へ
() 現在はいないが、受入可能である。	⇒設問3、及び設問6、7をご回答下さい。
() いない。または、受入れが難しい。	⇒設問5へ

設問2	医療的ケアを有する利用者は何名登録されていますか？	⇒設問3へ
-----	---------------------------	-------

就学前(0～6歳)	就学児(6～18歳未満)	成人(18歳～64歳未満)	65歳以上
名	名	名	名

設問3	貴事業所の利用者の医療的ケアとして、該当する行為に全て○をつけてください。 なお、現在利用者がいない場合でも受入れが可能な場合は、対応できる行為全てに◎を記載して下さい。	⇒設問4へ
-----	--	-------

()人工呼吸器の管理	()ネブライザーの使用	()発作時の坐薬投与
()気管切開部の処置	()摘便	()経管栄養(経鼻)
()鼻咽頭エアウェイの使用	()浣腸の使用	()経管栄養(胃瘻)
()O2吸入又はSpO2の測定及び管理	()継続する透析(人工透析)	()経管栄養(腸瘻)
()気管切開からの痰の吸引	()継続する透析(腹膜透析)	()IVH(中心静脈栄養)の使用
()口腔、鼻腔からの痰の吸引	()人工肛門の管理	()導尿
()その他 【		】

設問4	医療的ケアを有する利用者は何名登録されていますか(重複可)	⇒設問6へ
	該当する事業種別に人数をご記入ください。(重複可)	

	就学前(0～6歳)	就学児(6～18歳未満)	成人(18～64歳未満)	65歳以上
居宅介護	名	名	名	名
重度訪問介護	名	名	名	名
ショートステイ(宿泊)	名	名	名	名
ショートステイ(日帰り)	名	名	名	名
療養介護	名	名	名	名
生活介護	名	名	名	名
障害者入所支援	名	名	名	名
共同生活援助	名	名	名	名
児童発達支援センター	名	名	名	名
児童発達支援	名	名	名	名
放課後等デイサービス	名	名	名	名
保育所等訪問支援	名	名	名	名
福祉型障害児入所施設	名	名	名	名
医療型障害児入所施設	名	名	名	名
移動支援	名	名	名	名
日中一時支援	名	名	名	名
訪問入浴	名	名	名	名

設問5	受入れが難しい理由に全て○をつけてください。 ⇒ 設問6へ
-----	-------------------------------

<input type="checkbox"/> 利用の希望や相談が無い <input type="checkbox"/> 設備の不足
<input type="checkbox"/> 看護師の確保が難しい <input type="checkbox"/> 夜間体制(主に職員)の問題
<input type="checkbox"/> 医師・医療機関との連携が難しい <input type="checkbox"/> 送迎の問題
<input type="checkbox"/> 医療的ケア中の事故等のリスクが大きい
<input type="checkbox"/> 福祉制度の課題(報酬不足など運営に関する課題)
<input type="checkbox"/> 職員の研修等の費用の捻出、人員の確保が難しい
<input type="checkbox"/> 受け入れのための職員に必要な研修を受講する機会が無い
<input type="checkbox"/> その他

設問6 医療的ケアを必要とする障がい児・者に関して、どのような内容の研修会を希望しますか。(複数回答可)

希望する ⇒ 下記に○をつけて下さい。 わからない
 希望しない

医療的ケアの基礎知識 発達・療育活動(遊び)について
 医療制度について 医療的ケアを行う福祉施設の見学
 リハビリについて(姿勢・摂食等) 当事者からの話(親の体験談)
 その他

設問7 その他ご意見等がございましたらご記入をお願いします。

平成28年度重症心身障害児者支援体制整備モデル事業報告書

平成29年3月

三重県健康福祉部障がい福祉課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL: 059-224-2215

FAX: 059-228-2085

E-mail: shoho@pref.mie.jp